【報告】地域公共交通計画の策定に向けて

令和4・5年度の2年間で地域公共交通計画の策定を予定しています。

令和3年度は、計画策定の準備期間としており、現時点で実施した調査及び結果について報告します。

1. 犬山市の公共交通(わん丸君バス)に関する意見聴取

目 的: 現状を把握するため、第三者である専門家から意見を伺う。

日にち: 令和3年7月13日(火)

意見を伺った方 : 福島大学 経済経営学類 准教授 吉田 樹 氏

結果:別紙「資料5-1」参照

2. 市民アンケート調査の実施

目 的: 広く市民から意見を集め、公共交通の利用実態について把握する。

発 送: 令和3年9月17日(金)

対象者: 15歳以上の犬山市民2,000人(無作為抽出)

結果:別紙「資料5-2」参照(速報まとめ)

3. 事業者ヒアリング

目 的: わん丸君バスについて、運行者の目線で現状や問題点を把握する。

日にち: 令和3年10月7日(木)

対 象: あおい交通株式会社

結果:別紙「資料5-3」参照

4. OD調査の実施

目 的: わん丸君バスの利用実態について把握する。

日にち: 令和3年10月15日(金)

対 象: 全8路線の全便

結果:別紙「資料5-4」参照(速報まとめ)

【地域公共交通計画とは】

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)としての役割を果たすものであり、公共 交通に関する基本的な方針や対策などを定めたものです。

【背景】

全国的に公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、地域の移動ニーズに 持続的かつきめ細やかに対応するため、令和2年度の「地域公共交通の活性化及び再生に 関する法律」の改正により、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を対 象とした地域公共交通計画の策定が努力義務化されています。

【計画策定の期間】

令和4・5年度の2年間

【計画策定に関する委託業務について】

委託業務に対し、国庫補助金を受ける意向ですが、下記の要件があります。

- ・補助対象事業者は、活性化再生法の法定協議会とする。
 - ※法定協議会がコンサル等と契約して事業を実施
 - ※補助金の支払先口座も、法定協議会の口座